

各 位

会 社 名 サムティ株式会社
所 在 地 大阪市淀川区西中島四丁目 3 番 24 号
代 表 者 名 代表取締役社長 森山 茂
(コード番号：3 2 4 4 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 小川 靖展
電 話 番 号 0 6 - 6 8 3 8 - 3 6 1 6 (代表)

継続企業の前提に関する事項の注記に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 26 日開催の取締役会において、当社平成 20 年 11 月期の決算短信及び有価証券報告書における継続企業の前提に関する事項について、下記の通り注記することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 平成 20 年 11 月期 連結財務諸表

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融資本市場の混乱の中、原油・資源市場の混乱とともに米国景気の後退等の影響を受け、国内景気の先行き不透明感は一層強まりました。

当社グループの属する不動産業界におきましては、サブプライムローン問題に端を発した世界的な信用収縮が、金融機関の不動産融資案件への審査を一層選別化させ不動産ファンド会社の経営破たんが起きるなど、経営環境は急速に悪化しております。

このような事業環境下におきまして、当社グループは、外部環境の変化に適切に対応すべく、安定的なストックビジネスである不動産賃貸業及び不動産分譲事業を中心とする一方で、このような厳しい資金調達環境下においても機動的な資金調達ができるよう、今まで以上に金融機関との関係強化に努めておりますが、当社グループを取り巻く事業環境は極めて厳しい状況が続いております。

当社グループは、このような状況を鑑み、将来に向けた経営基盤の再構築を行うためには、早期の経営合理化が不可欠であるとの判断を行い、現時点における不動産価格の下落を反映させるべく、たな卸資産に対する新会計基準を早期に適用した結果、評価損として 4,947 百万円を計上し、当期純損失は 4,522 百万円となりました。

また、当連結会計年度において、多額の当期純損失を計上することとなったため、金融機関と契約している借入契約に記載されている財務制限条項に抵触する事実が発生しました。当該財務制限条項は当期末における純資産が前期末における純資産の 75%未滿となった場合に適用されます。連結ベースにて当期末における純資産は前期末の 70%となり、金額にして 781 百万円基準を下回っております。平成 21 年 1 月 26 日現在、対象となる借入実行残高は貸付人 2 者から 5,450 百万円となっております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社グループといたしましては、以下施策の実行により業績の回復に努め、継続企業の前提に関する重要な疑義の解消を目指してまいります。

(1)金融機関への対応

財務制限条項の抵触に関しましては、当社より取引金融機関へ今後の見通しを詳細に説明し、当該条項を適用しない旨の方針であることの確認を行っております。

また、当社グループは、現在の厳しい資金調達環境下においても機動的な資金調達ができるよう、今まで以上に金融機関との関係強化に努めてまいります。とりわけ、販売用不動産から固定資産への保有目的の変更に伴う、短期から長期への変更未了の借入金に関しましては、取引金融機関に事業計画の変更を詳細に説明し、可能な限り早期に変更いただけるように努めてまいります。

(2)不動産賃貸事業の収益性強化並びに事業領域の選択及び経営資源の集中

当社は安定的な収益を見込める賃貸用固定資産を多数保有しておりますが、早期の稼働率の向上、費用の削減等を行い、不動産賃貸事業の収益性の強化を目指してまいります。

また、当社はかねてより、不動産流動化事業、不動産分譲事業及び不動産賃貸事業を事業の三本柱としておりましたが、とりわけ厳しい状況となった不動産流動化マーケットを鑑み、不動産流動化事業を一時大幅に縮小し、安定的な収益を計上することのできる不動産賃貸事業及び不動産分譲事業に経営資源を集中し、安定的かつ持続的な収益の計上を目指します。

(3)コスト削減

当社グループとしてコスト削減に努めます。特に、販売費及び一般管理費の中で占める割合が大きい広告宣伝費・支払手数料等を中心にコスト削減を行ってまいります。

従いまして、連結財務諸表は継続企業を前提に作成されており、このような重要な疑義の影響は連結財務諸表には反映されていません。

2. 平成 20 年 11 月期 個別財務諸表

個別財務諸表につきましては、たな卸資産に対する新会計基準を早期に適用した結果、特別損失として 3,403 百万円を計上し、当期純損失が 4,671 百万円となったため、当期末における純資産が前期末の純資産の 70%となり、金額にして 867 百万円財務制限条項の基準を下回っております。

なお、上記以外の事項につきましては、「1. 平成 20 年 11 月期 連結財務諸表」に記載のとおりです。

以 上